

学校給食における異物混入発生の報告要領

体育健康課

【対象となる事案】

(1) 「体育健康課」へ報告及び「保健所」へ報告対象となる事案

原材料や調理過程における混入が疑われるもののうち

○健康被害発生のおそれがある異物

(参考例)

- ・ 『硬質異物』プラスチック片、ガラス片、金属片、石、骨等
- ・ 衛生害虫（ハエ、ゴキブリ、クモ等）
- ・ 昆虫類（クロバネキノコバエ等）が複数の場合
- ・ ネズミ及びその糞等
- ・ 変色・異味・異臭等健康被害が生じるおそれがあるもの

(2) 「体育健康課」へ報告対象となる事案 ※保健所への報告は不要※¹。

原材料や調理過程における混入が疑われるもののうち

○健康被害の発生のおそれが低い異物※¹

(参考例)

- ・ 『軟質異物』毛髪、繊維片、食品包材の切れ端（ビニール）等
- ・ 食物の皮
- ・ 食材に付着していた虫等健康被害が生じるおそれが低いもの

※¹ 上記の混入物の例示は、目安であり、実際の対応は、種類や大きさ、量（複数や被害拡大の可能性のある場合）、頻度などにより異なるため、健康被害が生じるおそれが低い異物においても、混入の量が非常に多い等、必要に応じて、体育健康課の指示により保健所への報告を行う。

【学校の対応】

(1) 報告書【様式 4-3】の提出

健康被害の有無・状況		県立学校	保健所への連絡
健康被害	あり	提 出	必要（必須）
	発生のおそれあり（危険物の混入）	提 出	必要（必須）
	発生のおそれ低い（非危険物の混入）	提 出	原則不要 ※ ¹ 参照

(2) 報告の手順

要 領	方 法	報 告 先
①学校は速やかに、体育健康課へ電話連絡するとともに、【様式4-3】にその時点で判明している状況を記入し、体育健康課へ報告する。 ②「健康被害あり／発生のおそれあり」の場合は、所管の保健所へ連絡する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○体育健康課 ○所管の保健所 ○給食の供給元 (受配校のみ)

(3) 報告書と合わせて提出するもの

- 異物を撮影した写真
- 献立表（献立と使用食材一覧）
※画像がずれないように PDF で送ること
- 保護者への文書（発出の場合）

【補足】

- 学校内で異物混入の報告を受けた場合、体育健康課に電話をする。被害状況を取りまとめ、「【様式4-3】学校給食における異物混入等発生 第一報報告書」により体育健康課まで、電子メールで報告し、電子メール受信確認の電話をする。
- 健康被害の有無や状況を確認し、「健康被害あり／健康被害発生のおそれあり」の場合、保健所に連絡をする。
- 報告の判断に迷う場合は、体育健康課へ相談する。
- 時系列でメモを残す。
- 当日及び翌日の当該児童生徒及び他の児童生徒の健康状態や保護者の様子を把握する。
- 状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、体育健康課へ報告する。